

## 相談事例（平成24年度） 【20歳以下】

### 2000万円を支援…～受け取るつもりが費用が高額に～（7月掲載）

Q 仕事を探すため携帯電話でネット検索し、副業を紹介するというサイトを見つけ、登録した。サイトからメールが届き、開封すると「あなたに2千万円支援したいという男性を紹介する」という内容だったので、返信してしまった。するとサイトから「相手と同ランクの会員にならないとメール交換ができない」というメールが届き、同ランクになるための費用として3000円分のポイントをクレジットカードで購入した。その後、サイトやサイトを通じて相手からも「直接メール交換するためには、アドレス等を交換する費用が必要だ」とメールが届き、指示通り次々とポイントを購入した。2日で27万円ほどに上り、カードの限度額に達してしまった。しかし、サイトからは電子マネー等で払えと何通もメールが届き、怖くなった。だまされていたのであれば、カード決済分をキャンセルしたい。（20代 女性）

A サイトのポイント購入が高額になってしまった、というトラブルが相談窓口には多く寄せられています。最近では「サクラサイト商法」として、独立行政法人国民生活センターなどが注意を呼び掛けています。

この事例のように仕事を紹介する情報サイトがきっかけだったり、異性との出会いが目的だったりすることもあります。また、悩みを抱えていると設定された著名芸能人やそのマネージャーなどの相談等に応じ、やめようとする「あなたから見放されたら自殺するしかない」などと心理的に追い込まれることなどもあります。

いずれもサイト業者に雇われたサクラが、異性や芸能人、社長、弁護士、占い師などを名乗り、「お金を受け取るための環境設定費用」「システム構築費用」などさまざまな名目でポイントを購入させ、気づくと高額料金になっていたというものです。

### ※証拠メールを保存しましょう

相談者には契約の経緯とクレジットの支払い停止の通知をカード会社と決済代行会社へ送るようアドバイスしました。証拠となるメールが残っていたのでセンターに転送してもらった後、センターから各社に対し、「サイト側の利益しか考えられない。支援を申し出た人が実在する人物とは考えにくく、“サクラ”の可能性が疑われる」等の問題点を指摘し、証拠となるメールも残っていることを伝えました。さらに決済代行会社に利用したサイトへの事実確認を依頼したところ、全額キャンセルすると回答があり、後日、カード会社にキャンセルが入ったことを確認し、終了しました。「お金をあげる」「簡単に高収入」などのメールには注意が必要です。トラブルに遭ったと感じたら、まずは可能な限り携帯電話やパソコンに届いたメールやサイト内に残っているメールを保存するかプリントアウトしておき、電子マネー等で支払った場合は、領収書など支払いの記録も保存し、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

※決済代行会社とは…クレジットカード決済について、取引決済を代行する事業者。出会い系サイトなどの事業者が、クレジットカード会社の直接の加盟店になれないため利用することが多いようです。

### カンタンにもうかるの？悪質なマルチ商法にご注意！（5月掲載）

Q 4日前、SNSで知り合った女性と会った。ビルの一室へ連れて行かれ、「この会社は、化粧品や健康食品を売っていて私も会員。私が誰かを紹介すると収入になる」と言われた。その後、男性も来て「彼女もうちの化粧品を使って肌がきれいになった。配合されている成分は細胞を生き返らせ、遺伝子にもよく、癌も抑制する。7人勧誘し、その人たちが会員を増やせば、たった3カ月で月収10万円くらいになる」と言われた。良い話だと思い、翌日印鑑を持参して1本9000円の健康ドリンク2本の契約をし、現金で1万8000円を支払った。このことを友人に話したら反対された。クーリング・オフできるか。（20代 男性）

A 「会員を増やせば収入になる」等の誘い文句で個人を販売員として勧誘し、誘われた人が販売員となってさらに次の人を勧誘していく—このようなかたちで、販売組織を連鎖的に拡大していく商品・役務（サービス）取引のことを連鎖販売取引といい、「マルチ商法」と呼ばれることが多いものです。

連鎖販売取引は特定商取引法（特商法）で規制されており、概要書面や契約書面など書面の交付義務、勧誘に関するさまざまな禁止行為、中途解約返品制度などの規制を設けており、事業者だけではなく、末端の販売者にも規制が及びます。

連鎖販売取引では、契約書面受領日、または商品の受領日のどちらか遅い方から起算して20日間はクーリング・オフが可能です。

この事例は、連鎖販売取引だと考えられますので、相談者にクーリング・オフの仕方を説明し、事業者へ通知するよう助言しました。書面を送付した後、当センターから当該事業者へ確認したところ、商品が届き次第、返金するということでした。相談者へその旨伝え、返金を確認し、終了しました。

**まだまだ横行！ きっぱりと断ろう** 事例のように化粧品や健康食品などの商品を買って組織の会員になり、友人等を紹介し、加入者を増やすことで簡単に大きな利益を得られると勧誘するのが典型例です。しかし、仕組みが分かりにくい取引であり、実際にもうかるのはほんの一握りの組織の上位者だけで、購入した商品と借金だけが残る場合が多いと考えられます。悪質な勧誘による苦情は、一時期減少したかには見えましたが、「ネットワークビジネス」などいろいろな名称が使われており、当センターに相談が寄せられるのはごく一部と考えられます。「絶対にもうかる」「簡単に月収100万円になる」などという甘い言葉に惑わされないようにしましょう。最近では、事例のようにSNS（友人を紹介し合い登録していくコミュニティ型のウェブサイト）で知り合った人から誘導される場合や、「出資による配当金のほかにも、人を紹介して契約に結び付けば紹介料がもらえる」などといった「マルチ商法型の“出資”勧誘」の事例も見受けられます。勧誘者が無登録で勧誘を行った場合は、出資法や金融商品取引法等に抵触し、刑事罰の対象になる恐れもありますので注意しましょう。マ

ルチ商法は、家族や友人、知人を巻き込んで人間関係を壊してしまう危険性もあります。契約するつもりがなければ、勇気を持ってきっぱりと断ることが大切です。

### 同意をクリックしただけ！…～スマホの不審なアプリ入手に注意～ (6月掲載)

Q スマートフォン（以下、スマホ）でアダルトサイトの動画を見るために、アプリケーション（以下、アプリ）をインストールした。動画を見ている途中で画面が切り替わり、3日以内に9万円を振り込むようにと表示が出て驚いた。電話番号は知らせていないはずなのに、1週間後に電話がきて早く振り込めと言われた。「同意」をクリックしただけで事前に料金の説明はなかった。今後どうしたらよいか。（20代男性）

A 相談者のワンクリックは申込みの意思表示とは考えにくく、契約が有効に成立しているとはいえません。また、事業者が契約成立を主張したとしても、ボタンをクリックすることで申込みの意思表示となることを消費者が容易に確認でき、かつ、訂正できる措置がなければ、電子消費者契約法により、錯誤による契約の無効を主張できると思われます。契約した覚えがなければ請求には応じず、無視するよう助言しました。

独立行政法人情報処理推進機構によると、個人情報などを不正に盗み取るため、不自然なアクセス許可をユーザーに求めるアプリが発見されたとのこと。この事例もウイルスに感染し、電話番号等の個人情報を通知した可能性はありますが、過度に不安になる必要はありません。事業者から電話がきた場合も同様に、取り合わないよう伝えました。

急速に普及するスマホは携帯電話と違い、さまざまな機能を自由に追加できる半面、危険なアプリが混じっていることがあります。OS（基本ソフト）を更新、ウイルス対策ソフトを利用した上で、OS提供事業者や携帯電話会社などが安全性の審査を行っているアプリ提供サイトを利用する等のセキュリティ対策を取りましょう。